

令和7年（納）第22号

課 徴 金 納 付 命 令 書

長野市大字鶴賀字苗間平1605番地14

株式会社高見澤

同代表者 代表取締役 《 氏 名 》

公正取引委員会は、上記の者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第8条の3において準用する独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり課徴金の納付を命ずる。

なお、理由、別紙1及び別紙2中の用語のうち、別紙2「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙2「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

株式会社高見澤（以下「高見澤」という。）は、課徴金として金3731万円を令和8年6月29日までに国庫に納付しなければならない。

理 由

1 課徴金に係る違反行為

長野県石油商業組合北信支部（以下「北信支部」という。）は、別添令和7年（措）第14号排除措置命令書（写し）記載のとおり、独占禁止法第2条第2項に規定する事業者団体に該当するところ、北信支部に所属する長野県石油商業組合の組合員（以下「支部員」という。）が販売する、別紙1記載の揮発油（以下「特定揮発油」という。）について、その販売価格の改定額及び改定時期を決定し、支部員に対し、当該決定に基づいて特定揮発油の販売価格の改定を実施させる旨の基本方針により、特定揮発油の販売分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第8条第1号（不当な取引制限に相当）に該当し、独占禁止法第8条の規定に違反するものであり、かつ、独占禁止法第8条の3において準用する独占禁止法第7条の2第1項に規定する商品の対価に係るものである。

2 課徴金の計算の基礎

(1)ア 高見澤は、石油製品の販売業を営む者であり、令和6年12月19日以前

から支部員となっていることから、独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する独占禁止法第7条の2第1項の特定事業者に該当する。

イ 高見澤が前記1の違反行為の実行としての事業活動を行った日は、北信支部の前記1の違反行為に基づき高見澤が最初に特定揮発油の販売価格の改定を行った令和6年12月19日であると認められる。また、北信支部は、令和7年2月5日以降、前記1の違反行為を行っておらず、同月4日に高見澤のその実行としての事業活動はなくなっているものと認められる。

したがって、高見澤については、独占禁止法第8条の3において準用する独占禁止法第2条の2第13項の規定により、実行期間は、令和6年12月19日から令和7年2月4日までとなる。

ウ 前記実行期間における特定揮発油に係る高見澤の売上額は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令（昭和52年政令第317号）第4条第1項の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、3億7317万4437円である。

(2) 高見澤が国庫に納付しなければならない課徴金の額は、独占禁止法第8条の3において準用する独占禁止法第7条の2第1項の規定により、前記3億7317万4437円に100分の10を乗じて得た額から、独占禁止法第8条の3において準用する独占禁止法第7条の8第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて算出された3731万円である。

よって、高見澤に対し、独占禁止法第8条の3において準用する独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

令和7年11月26日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 茶 谷 栄 治

委 員 三 村 晶 子

委 員 青 木 玲 子

委 員 吉 田 安 志

委 員 泉 水 文 雄

注釈 《 》部分は、公正取引委員会事務総局において原文に匿名化等の処理をしたものである。

別紙 1

北信地区に所在する給油所において給油される揮発油（高速道路上で運営される給油所において給油されるもの並びに掛け売り及び発券店値付けの形態で給油されるものを除く。）

別紙 2

番号	用語	定義
1	北信地区	長野市、長野県須坂市、同県中野市、同県飯山市、同県千曲市、同県埴科郡坂城町、同県上高井郡小布施町、同郡高山村、同県下高井郡山ノ内町、同郡木島平村、同郡野沢温泉村、同県上水内郡信濃町、同郡小川村、同郡飯綱町及び同県下水内郡栄村の区域
2	揮発油	レギュラーガソリン及びハイオクガソリン
3	掛け売り	揮発油について、給油所を運営する事業者が、事前に需要者との間で取り決めた販売価格で、一定の期日に対価の支払を受けることを約して販売し、給油する取引形態
4	発券店値付け	揮発油について、「発券店値付けカード」等と称するカードを発券した事業者が、当該カードを提示する需要者に対して、当該事業者が定めた販売価格で販売し、当該カードを取り扱う他の事業者が給油を代行し、又は、当該カードを発券した事業者が自ら給油する取引形態